

令和4年度ひょうごインスペクション実施支援事業 募集要項

1 事業趣旨

建築士等が建物の状況を検査するインスペクション（住宅瑕疵担保責任保険法人による検査を含む。）の実施を支援することで、品質への不安を解消し、安心して既存住宅を選択できる環境の整備を図る。

2 事業の実施に係る要件

インスペクションの実施に当たり、以下の要件を満たすものについて、その実施を支援する。

なお、各項目の詳細は、令和4年度まちづくり部補助金交付要綱及びひょうごインスペクション実施支援事業実施要領を確認すること。

| | |
|------------|--|
| (1) 対象者 | <p>ア 「ひょうごあんしん既存住宅表示制度」に登録している検査法人（以下「登録検査法人」という。）</p> <p>イ 登録検査法人又は住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「登録検査法人等」という。）によるインスペクションを仲介する事業者^{※1}</p> <p>ウ 登録検査法人等によるインスペクションを依頼する事業者（買取再販住宅に限る）</p> <p>エ 登録検査法人等によるインスペクションを依頼する個人</p> |
| (2) 対象住宅 | <p>売買を予定している県内の既存一戸建て住宅（店舗等併用住宅にあつては、床面積の過半が居住の用に供されているものに限る。）</p> |
| (3) 補助金の額 | <p>実施件数^{※2} × ①と②のいずれか低い額</p> <p>（①インスペクション1件当たりの経費 ②25千円）</p> |
| (4) その他の要件 | <p>ア 対象となるインスペクションは、ひょうご住まいづくり協議会^{※3}が定める「ひょうごインスペクション^{※4}」とし、国土交通省の登録を受けた機関が実施する既存住宅状況調査技術者講習を受講した建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人に登録されている事業者又は住宅瑕疵担保責任保険法人が実施するものであること。</p> <p>イ (1)ア又はイに該当する者の場合は、本事業の活用により、インスペクション利用料金の値下げを行うものであること。</p> <p>ウ 同一のインスペクションに対して、異なる申請者から重複して申請しないこと。</p> <p>エ 空家活用特区総合支援事業（空家活用のための建物状態調査助成に限る）と重複して申請しないこと。</p> <p>オ (1)ウに該当する者の場合は、次のいずれの条件も満たすものであること。</p> <p>（ア） 保険期間が5年間の既存住宅売買瑕疵保険に加入する見込みであるもの。</p> <p>（イ） 補助事業が完了するまでに、ひょうご住まいづくり協議会が定めるひょうごあんしん既存住宅表示制度要綱第7条の2第4項の規定に基づく適合通知書の交付を受けられるもの。</p> |

- ※1 売買を検討している個人から、本事業により値下げした適正な額を徴収する者に限る。ただし、宅地建物取引業者を除く。
- ※2 申請者が(1)エに該当する場合は、1回の申請につき1件とする。
- ※3 県、市町及び住宅、建築又は不動産に関係する団体等で構成する協議会
- ※4 ひょうごインスペクションの概要

(1) 検査項目

インスペクションの実施により、以下の内容を確認すること。

- ア 主要な構造部材の耐久性：構造耐力上主要な部分に著しい劣化等の有無。(シロアリの被害の有無を含む。)
- イ 屋根・外壁等の防水性能：雨漏り又は水漏れ等の有無。
- ウ 給排水管の基本性能：給排水の滞留及び水漏れ等の有無。
- エ 耐震性能：耐震性の有無。

(2) 検査方法

登録検査法人によるインスペクションの実施に当たっては、ひょうごインスペクションの基準により検査等を行うこととし、歩行その他の通常的手段により確認できる位置において、対象部位のうち少なくとも移動が困難な家具等により隠蔽されている部分以外の部分について行うこととし、検査結果の書面において、確認できなかった部分を明記すること。ただし、床下点検口等が無い住宅については、床下点検口の設置や畳下の床板を動かすなどの措置により、床下を確認すること。

3 募集に関する事項

(1) 募集期間等

2(1)ア～ウに該当する者による申請については、下表のとおり2回に分けて募集を行う。

2(1)エに該当する者による申請については、令和4年4月28日(木)から令和5年2月28日(火)まで随時受け付ける。交付申請の方法については兵庫県ホームページを確認すること。

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/inspection/hukyu-shien.html>)なお、期間内であっても、予算がなくなり次第終了する。

| | |
|---------|--|
| 第1期(終了) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間 令和4年(2022年)4月28日(木)から同年5月16日(月)まで ・ 採択件数 インスペクションの実施予定件数60件(応募者全体の合計数) ・ 対象期間 交付決定日から同年9月までの間 |
| 第2期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間 令和4年(2022年)8月16日(火)から同年9月2日(金)まで ・ 採択件数 インスペクションの実施予定件数60件(応募者全体の合計数) ・ 対象期間 交付決定日から令和5年(2023年)3月までの間 |

(2) 応募方法等(2(1)ア～ウに該当する者の場合)

| | |
|------|--|
| 方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の書類を「4 問合せ先」へメール、郵送又は持参により1部提出。 ・ 応募書類等の様式は、兵庫県ホームページからダウンロード。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/inspection/hukyu-shien.html |
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ①応募申込書(様式第1号) ②実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> 2(1)ア又はイに該当する者の場合：別紙1-1 2(1)ウに該当する者の場合：別紙1-2 ③インスペクションの実施内容、料金が分かる資料(今年度第1期に本補助金の交付決定を受けた者が第2期に応募する場合であって、第1期から変更がない場合は、省略することができます。) |

| | |
|------|--|
| | <p>④令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの間（以下「令和3年度」という。）に受けた（行った）インスペクションの件数（補助要件に適合するものに限る。）を確認することができる資料（以下の書類の必要事項が確認できる書面の写し。なお、前年度に本補助金の交付を受けた者及び今年度第1期に本補助金の交付決定を受けた者（以下、「本補助金受給者等」という。）は、省略することができます。）</p> <p>2(1)ア又はイに該当する者の場合： 登録検査法人に所属する既存住宅状況調査技術者又は保険法人が、令和3年度に受けた（行った）インスペクション（給排水管についても検査しているものに限る。）の結果報告書 等</p> <p>2(1)ウに該当する者の場合： 令和3年度に付保され、保険期間が5年であり、かつ、給排水管特約が付帯されている既存住宅売買瑕疵保険の保険証券 等</p> <p>⑤応募者の定款等（登録検査法人及び本補助金受給者等を除く）</p> |
| 審査方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・書類審査の上、補助の可否及び交付可能額（予定件数を超過した場合、上記④で提出いただいた昨年度の実績等を踏まえて交付可能額を決定します。）を決定し応募者へ通知します。 ・応募書類の記載内容の確認やヒアリングを実施する場合があります。 ・採択に当たっては条件を付す場合があります。 ・結果通知までの期間は、募集期間終了後2週間程度を予定しています。 |
| 交付 | <ul style="list-style-type: none"> ・採択された場合は別途交付申請書等を提出していただきます。 ・県が交付決定を通知した後に事業を開始することができます。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績の報告 事業の完了後30日以内又は令和5年（2023年）4月10日までのいずれか早い日に、実績報告書を提出してください。提出期限までに報告がない場合、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。 ・実績報告書によるインスペクションの結果等が補助要件、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、補助金額を確定し、申請者からの請求に基づき指定口座への振り込みにより補助金を支払います。 |

4 問合せ先

兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 住宅政策班（企画調整担当）
 所在地 〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
 電話 078-341-7711（内線4636）
 E-mail jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

